

子ども・子育て支援事業計画における「区域」の設定について

1. なぜ、「区域」の設定を行うのか。

今年度策定する「子ども・子育て支援事業計画」では、教育（幼稚園・認定こども園）・保育（保育園・認定こども園・小規模保育事業等）及び地域子育て支援事業の「量の見込み」に対する「確保方策」と「実施時期」を明記することとなります。

これらについては、地理的状况等を勘案して、市内をいくつかの「区域」に分け、区域ごとに確保方策を示すこととなっています。

なお、利用者の現状等を考慮し、区域設定を行わず、市内を1つの「区域」とすることも可能です。

2. 「区域」の設定についての基本的な考え方

「子ども・子育て支援事業計画」で示すこととなる施設・事業について、「区域」の設定を行うかどうかについては、現状の利用状況等も踏まえ、次の考え方が基本的なものと考えます。

計画で示す施設等

- ①幼稚園 ②認定こども園 ③保育園
- ④保育園以外の保育施設（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

計画で示す事業

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③一時預かり ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業 ⑥ファミリーサポートセンター事業 ⑦子育て短期支援事業
- ⑧延長保育事業 ⑨病児・病後児保育事業 ⑩放課後児童クラブ ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体の参入促進事業

【区域設定が必要なもの】

- 利用者の居住区域に偏りがあるもの（例：保育園）
- 今後、特定の地域において「量の見込み」が相当増加することが見込まれるもの（例：千葉ニュータウン中央駅圏の保育施設）

【区域設定が不要なもの】

- 利用者の居住区域にそれほど偏りが無いもの（例：幼稚園）
- 市内で利用者がそれほど多くないことが見込まれるもの（例：養育支援訪問事業）
- 市内の各所で既に実施されていて、今後の量の見込みに対応できるもの（例：地域子育て支援拠点事業）
- 市内で拠点を複数設ける必要性が低いもの（例：ファミリーサポートセンター事業）
- 利用者の居住区域が極端に限定されており、区域設定が難しいもの（例：放課後児童クラブ）

3. 「区域」の設定（案）について

印西市が策定する「子ども・子育て支援事業計画」における「区域」の設定について、現状・見込み量・基本的な考え方などを踏まえ、次のとおり提案します。

【提案1】提案2以外のものについては、市域全域を1つの「区域」として、「量の見込み」「確保の方策」を検討する。

【提案2】保育の受け皿に関するものに関しては、待機児童の現状や今後の開発予定などを考慮し、市内を3区域に分けて「区域」を設定し、それぞれの区域において、「量の見込み」「確保の方策」を検討する。

第1区域…木下駅・小林駅を中心とした区域

第2区域…千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域

第3区域…印旛日本医大駅を中心とした区域

【設定案】

